

議事日程(第4号)

令和4年6月16日 午前9時01分開議

- 日程第1 地域医療調査特別委員会の設置について
- 日程第2 議案第36号 請負契約の締結について(横立団地C棟建築工事)
- 日程第3 議案第37号 請負契約の締結について(横立団地D棟建築工事)
- 日程第4 議案第38号 請負契約の締結について(蔵木小学校改修工事)
- 日程第5 議案第39号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第40号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第41号 吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第43号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第44号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第45号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第46号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 発議第3号 消費税率5%への引き下げを求める意見書(案)
- 日程第14 陳情第1号 町道朝倉真田線及びその枝線、並びに抜月橋の整備促進に関する陳情書
- 日程第15 陳情第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 日程第16 閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域医療調査特別委員会の設置について
- 日程第2 議案第36号 請負契約の締結について(横立団地C棟建築工事)
- 日程第3 議案第37号 請負契約の締結について(横立団地D棟建築工事)
- 日程第4 議案第38号 請負契約の締結について(蔵木小学校改修工事)
- 日程第5 議案第39号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 議案第40号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第41号 吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第43号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第44号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 発議第3号 消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）
- 日程第14 陳情第1号 町道朝倉真田線及びその枝線、並びに抜月橋の整備促進に関する陳情書
- 日程第15 陳情第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 日程第16 閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君 副町長 …………… 赤松 寿志君

教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 地域医療調査特別委員会の設置について

○議長（安永 友行君） 日程第1、地域医療調査特別委員会の設置についてを議題とします。

この件については、私のほうから御提案を申し上げます。6月3日、社会医療法人石州会経営改善計画評価委員会報告等についての全員協議会において、岩本町長から石州会に対する町の支援方針について表明がありました。私のほうから、議会としても放置すべきことではないと考え、議会運営委員会にもお諮りし、地域に必要な持続可能な医療体制を確保するための調査、研究が不可欠であることは、議員の皆様のお了解をいただいたところでございます。

それでは、この際、6人で構成する地域医療調査特別委員会を設置し、地域医療に関するもろもろの事項について設置の日から令和4年12月末日を期限として、継続的に調査、研究を進めていくことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、6人で構成する地域医療調査特別委員会を設置し、地域医療に関するもろもろの事項について設置の日から令和4年12月末日を期限として調査することに決定をいたしました。

引き続き委員構成についてお諮りします。なお、あらかじめ御協議をいただいております。委員は、1番、桜下議員、2番、村上議員、3番、三浦議員、6番、松蔭議員、9番、藤升議員、11番、庭田議員の以上6名で構成することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、地域医療調査特別委員会の委員は、1番、桜下議員、2番、村上議員、3番、三浦議員、6番、松蔭議員、9番、藤升議員、11番、

庭田議員、以上6名で構成することに決定をいたしました。

なお、委員長、副委員長については、本日の休憩時間中に互選により選出していただきますようお願いをいたします。

日程第2. 議案第36号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第2、議案第36号請負契約の締結について（横立団地C棟建築工事）を議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第36号請負契約の締結について（横立団地C棟建築工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第37号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第3、議案第37号請負契約の締結について（横立団地D棟建築工事）を議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第37号請負契約の締結について（横立団地D棟建築工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第38号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第4、議案第38号請負契約の締結について（蔵木小学校改修工事）を議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） まず、このたびの改修工事ですけども、一部は本体と切り離して発注されるということで御説明を伺っております。そこでお聞きをいたします。例えば、ちょっと金額の少ない屋内運動場、これを、屋内運動場だけのことですが、町内の業者が元請で仕事をするができるかできないか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。小学校の屋内運動場の改修ということだろうと思います。今回、小学校の屋内運動場の改修の箇所としては、ステージそばの階段室、ここの壁と、それから玄関ホールの天井の修繕がございます。そのほかに、今回は浄化槽の更新ということがあって、そちらの配管工事等々で他の工事との関連があるというところで、そういったところを除けば、例えば、階段室の壁とホールの天井のみということになれば可能ではないかと思っておりますけど、浄化槽の配管だとか、あとそのほかに、今回は仮設として、旧蔵木中学校施設を使いますんで、現在、小学校施設にある設備を撤去して中学校に移設したり、それをまた戻したりというのがあります。その辺で、今回、Wi-Fi環境、通信環境も体育館のほうに整備をしております。その撤去、移設、そういったところも本体工事に関連があるというような形になってくると思います。

したがって、先ほど言いましたように、階段のところ、それからホール、天井、そこら辺のところは可能ではないかというふうに思いますが、他の工事に今、関連があるということで、今回は分離をやめたということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、御説明のあった分については、私思うには、工事に入る前から工程会議に入れて、全体の調整等もしていくことで、十分対応は可能ではないかと思っております。

そういう点からすれば、やはり、前から申していますけども、町内の業者が入れる可能性のあるものについては、やっぱり本体工事と可能な限り分類をしても発注をする、また、少なくとも入札に入れる条件づくりをすべきと思いますが、そういうところに行けない理由。

例えば、今の分離することによって一定の経費が上がります。そういうことであつたりとか、職員の事務量が増えます。そういうこともあります。ちょっと教育委員会として何が問題なのか、その分離発注することに対してですけども、考えているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、今回、3月の定例会でも御意見をいただきました。まず、持ち帰って分離できるところはないか検討させていただきました。検討に当たっては、当然設計士さんの御意見を伺いながら検討させていただきました。そこで個別のところとして、プールはどうか、それから外構はどうか、体育館はどうかと、それから移設します仮校舎のほうですね。それとあと裏の倉庫、そういったところを相談させていただいて、今回、国の補助金も入っております。それから、本体工事もあります。そういったところも関連のないというところで、プール、それから裏の倉庫、裏の倉庫は少し電気を引いたりということで多少は関連があるだろうと思うんですけど、それから外構の一部、そういったところだったら可能だという御意見もいただきながら、今回分離をさせていただいたというところでございます。

確かに分割したらいくらかは事務の負担も増えてくるんだろうと思いますけど、そういったところでの今回判断というのではなしに、設計士さんとも相談をさせていただきながら、こういった形でさせていただいたということでございます。

それから、今回、分離させていただいたところでの工事費の増額というのは見込まれないというふうに、設計士さんのほうからお伺いして、そういったところを含めて、こういった形でさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 前も聞きましたけども、補助金が入っているということが分離発注の障がいになるという認識を教育委員会が持っているということなのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 3月定例会でその辺の話もお伺いをしました。補助金の要綱等に明確にそういった規定はございません。県のほうにも相談をさせていただきましたが、当然その辺の説明の理由とかそういったことは必要になってくるということです。それだけでなしに、総合的に、最終的には判断をするような形になってくると、そういうふうに思っております。

つどつど活用する事業であったり、そういったところで県等の御意見も伺いながら判断していたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） だから、補助金、今回の事業で分離発注することが補助金の障がいになっているのかなっていないのか、その点だけお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 今回分離発注したものがという……

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 例えばの話で、今回は屋内運動場一緒になっていますけども、そうじゃなしに、屋内運動場は別個に契約をする、そういうやり方をした場合に、補助金の条件としてアウトになるのかと、その点をお聞きしています。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 体育館を仮に分離発注した場合、体育館は今回は補助金の対象箇所にはなっておりませんので、体育館を分離発注することが補助金に影響があるというふうには思っておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今回は小学校、中学校と2つの校舎があるわけですけど、当然、震災基準ですか、耐震構造か、あれには当然なっていると思うんですが、その辺の確認と、あともう一件、旧中学校で地域の住民に利用してもいいよと、そういうことがあったんですけど、その中で2階は利用できないということだったんですけど、今回の小学校が移転した場合に、2階を利用するのかということで、また利用するに当たっては支障はないのか、その辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。まず、耐震基準につきましては、満たしているところですよ。それから、旧蔵木中学校施設ですが、廃校になり、その後の管理という面で、地域の方に利用していただくということで、その条件としてちょっと2階は使用しないというところがございました。これは、県の、土木のほうとも相談をさせていただいて、仮にこれを2階等も使用できるということになると、かなりの改修費が必要になってくるということで、いろいろと限定した形での用途変更の許可をいただいたところでございます。

5年間の契約でというところで、2階は進入できないような間仕切りをする、それから2階の電気関係も遮断をすると、そういった等々の制限をさせていただいた形で、その用途変更、使用の許可をいただいたというところでございます。

今回、この旧蔵木中学校を小学校の仮校舎として使用するに当たっては、改めて用途変更の許可、御相談させていただいて、許可をいただいております。これに向けては、2階が利用できるように、また新たなその条件整備、いくらか改修費が必要になってきますけど、そういった整備を整えて実施をする、活用をするということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今回、整備ができて利用できるということになると、再来年ぐらからは地域の人も利用できるようになるのか、そこの辺を改めて聞きます。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

先ほど申しました、廃校になってその後5年というところで、まず許可をいただいたというところがございました。今年が4年目に当たります。今年度、仮校舎としてこの後、使用するというふうになります。

その後また、もう1年あるわけなんですけど、教育委員会としては、これまでどおりのところで活用ができたというふうに考えているところですが、ここはまだ改めて県とのそういった用途変更の協議をしていかなければならなくなってきます。

そもそもが中学校、学校施設であったものを地区で利用できるような形に、一旦は用途の変更をさせていただきました。それをまた、学校用途に戻したというところで、若干これまでと取り扱いがどうも変わってくるようでございます。

今後、そこらのところはいろいろと協議を進めていかななくてはならないかというふうには思っております。

今の段階でどういうふうにできるというところがちょっと申し上げられないんですけど、またそういったところの検討は必要になってくるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議案となっております議案第38号請負契約の締結についてに対する反対の討論を行います。

この工事は、蔵木小学校の改修をはじめ蔵木小学校の屋内運動場、また旧蔵木中学校の改修等も含まれて、それぞれ別々のところにある、敷地内は近くですけども、そういう包囲ですので、違う業者が入っても工事ができるであろうということで、この間、質疑の中でもしてきたつもりであります。

ところが、今回、外構工事等、一部の仕事については別に発注をされるということですが、屋内運動場をはじめ校舎全体を含め、1件の契約でやろうというふうにしております。

そうなりますと、町内の事業者がそこに参加できない、そのようなことにもなります。先ほどの質疑でも明らかになったように、町内の業者でもできるという仕事については、やはり町内の業者が元請として入って仕事をできる、そのような環境をつくる必要があると思います。

よって、この議案に対して反対を表明するものであります。

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第38号請負契約の締結について（蔵木小学校改修工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第39号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第39号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第40号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第40号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第41号吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留をしてありますので、これを許します。質疑はありませんか。

4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この修学資金の六日市医療技術専門学校を削除するというのですが、ちょっと確認のためにお聞きしますが、社会福祉士等に含まれるもの、要するに（1）から（3）が略になっていますが、一応どういったものを、ちょっと確認のためにお聞きします。含まれるものを。

それと、この医療専門学校、ほとんど今までは特化したような修学資金だったように思いますが、その期日の中に、5年間の、地元勤務したら免除されるという規定があったと思いますが、そういったことまで考慮、検討したのかどうかと。

それから、あともう一つ、町には修学資金、別に興学資金というものはあるわけですが、そう

したことを併せて検討して、一緒のようなことにするとかということも、検討の余地があったのではないかと思います。そこだけちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、参考資料の32ページのほうを御覧いただきますと、新旧対照表を載せておりまして、ここで第2条の第1号、それから第3号まで略させていただいております。

これ、ちょっと読み上げますと、第1号です。（1）でありますけれども、社会福祉士及び介護福祉法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等というもの。それから（2）、第2号でございます。法第7条第3号、法というのは、先ほど第1号で出てきた法でございます。第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等、それから、第3号、（3）です。その他文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発大学校及び養成施設、という、こういうものでございます。

社会福祉士を目指すというような格好で、今申し上げたような（1）から（3）、介護福祉士もそれから看護師もということになりますけれども、（1）から（3）に規定しておりますそうした養成施設、ここに就学といいますか、された方々については、引き続き対象となるということで、まず最初に説明をさせていただきたいと思います。

それから、2点目でございます。当然、入学金、それから授業料、そういったものを貸与いたします。それについては、基本的には返還ということになりますけれども、町内で就職をしているだければ、年数によって段階的に免除されるという、こうした制度ということになってございます。

今回、六日市医療技術専門学校を削除するという改正ですけれども、基本的にこの入学金、それから授業料等の貸与については、いわゆる金銭の貸与の契約というような形ですので、今回、ここで削除したからといって、その貸与契約といいますか、そうしたものがなくなるということではないということと考えておるところであります。

それから、3つ目です。興学資金という話もありました。今回、この改正に当たっては、あくまでも六日市学園の閉校に伴うものということにして、他の奨学金制度との、どういまいしょうか、調整というか、そうしたものを検討したかということで答えますと、検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ほかに質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第4 1号吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第4 2号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第4 2号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この介護保険料の件で減免の期間を1年延ばすという内容ですけれども、この減免の対象というのは、収入が前年に比べて3割以上を減少する見込みということになっていると思います。これ前年という、既にコロナ等の影響を受けて収入が下がっている業者さんも一定数おられたと。そういうことから、さらに3割下がったという読み方になるというふうに思いますが、それでいいのか、まずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼します。保健福祉課の中林でございます。

今の御質問に対してのお答えですが、おっしゃるとおりで、さらに3割減額ということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

下がってまた下がるという部分の人、事業者さん、事業をやっておられる、保険料を払っている人もおられるわけですので、そこのところに手当ですることというのは、町として具体的に何らかの検討があったのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） これにつきましては、町といたしましては、国の制度のとおりということにしておりまして、町としての検討というのはしておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第43号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第44号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第45号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第45号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ちょっときりがいいんで、ここでちょっと早いですが、休憩します。

午前9時44分休憩

.....

午前9時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程に入る前に皆さんに報告をいたします。

先ほど、冒頭で地域医療調査特別委員会の設置を皆さんのほうから御了解をいただいたところですが、委員さん6名のうちから正副委員長の互選をお願いしていたところですが、ただいま休憩中に互選の結果を届け出ていただきましたので、休憩中に席のほうに配っておきましたが、地域医療調査特別委員会の委員長に三浦浩明議員、副委員長に村上定陽議員と互選で決定をしたそうでございますので、報告をいたします。よろしくお願ひいたします。

日程第12. 議案第46号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第12、議案第46号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますが、質疑になるまでに、先日の上程時に7番、河村隆行議員からの答弁残りがございますので、中林保健福祉課長のほうから答弁残りを回答していただき、質疑に移ります。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。先日の住民税非課税世帯給付金の令和3年度の状況につきましてお答えをさせていただきます。

3年度の対象者につきましては、町のほうから確認書を送付させていただいた件数につきましては、1,031件でございます。それに伴いまして、支給済みの件数につきましては、1,007件でございます。

なお、この3年度の支給につきましては、申請期間が令和4年の9月30日までとなっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑のほうに入ります。質疑はありますか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 9ページの002地方創生アドバイザーの件ですが、この99万円がアドバイザーの報酬、それから費用弁償、下の9万7,000円は費用弁償ということではないですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 002地方創生アドバイザーの99万円、左に移っていただきまして1報酬で99万円、増額でございます。費用弁償9万7,000円、左に移っていただきまし

て8旅費ということで9万7,000円計上しているものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 聞かんでも分かるようなことではあったんですが、この資料にあります。吉長さんという方、これを、この議会が始まったから、これホームページにこういうのをすぐ載せるわけですかね。要するに、この吉長さんという方を雇う、お願いするということは、もうホームページには載っているんですか。ちょっとその辺が。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、我々としましては、町長からも先日説明がありましたが、予算が可決した後に正式に先方さんへお願いして、規定に基づいて委嘱状を発行したいと思っておりますので、現段階においてこの議会以外で本人様意外と調整をしていることはございませんし、ホームページにもまだ何も掲載はしてありません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） それなら、この方を委嘱するという事について、町民の方、一部知っておられるんです。それで、9万円に来てもらえるちゅう話じゃけ、それはないで、いや、それは私が知っている。9万円じゃ何ぼ何でも、確か9がついていた、これよう覚えていなかったから、それで今日改めて確認と言ったんですが。そういうことが事前に、議会が始まっているわけじゃから、議会に提出させたから、議員の誰かがこういうことがあるんだということを言うのは自由です。

だけど、それを知っているということは、事前にもう決まっていたようなことを言われたんですよ。今度、この吉長さんということ私をよう知っとるけ、あの人はいえ人じゃけ、ボランティアで9万円、9万円今1年といっても、それはちょっと、いや、それは決まっとるんじゃけえと、こういうふう言われたから、事前にもうそういうことが、執行部のほうから話をしておったかどうかと思ったので、それならちょっと問題じゃないかと思って確認したわけですよ。そういう事実はありませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この吉長先生の件につきましては、つくりといたしましては、吉賀町地域創生アドバイザーという、現在吉賀町が持っております要綱に基づいて行うということで、この要綱につきましては、これまで内閣府の、まち・ひと・しごとの例の地方創生の関係で委嘱をさせていただきました千田先生という方がいらっしゃいましたが、これとはまた異なるもので

ございまして、この前もお答えをしたように、町独自でアドバイザーをお願いしようということで、現在あります要綱を若干一部改正をする必要がございます。その一部改正も今回、議決をいただいた後に手続きにはいる。当然、御本人さんに対しての正式な委嘱状の交付も議決をいただいた後に行うと、こういうことでございます。

この吉長先生のお名前については、町の方が何人か知り得ておったということだろうと思えますけど、これは先日の一般質問で9番議員のところ、六日市学園の案件で御説明させていただきましたように、非常にこうした公共施設の管理であったり、そうしたことに大変御造詣が深いということで、今日、今回もその資料をつけておりますが、現在、国土交通省のほうからPPPサポーターということで委嘱を受けているということでございますので、そうしたことで、私も個人的に存じ上げておったので、今回、六日市学園について、住民の皆さんから延べといえますか、全員で1,075名の方から要望書をいただきましたが、要望書の趣旨というのは、再利用についての御検討をお願いをしたい、こういうことございましたから、検討する機会をそれでは設けましょうということで、今回、予算をお願いしております地方創生アドバイザーという役職では当然なくて、現在のこの国土交通省PPPサポーター、あるいは私のところでこれまでのお付き合いの中で存じ上げておったということでお願いをさせていただいたということですから、これまで吉賀町とのお付き合いの中でそうしたことが以前にあったわけです。吉長先生には6月5日に、先ほど言いましたような意見交換をしていただく場面をつくっていただきましたので、そうしたことから、この吉長先生を知り得た、初めて知られた、あるいはこれまでの個人的なお付き合いの中で町民の方が知っておられたということは、当然あろうかと思いますが、町のほうから今回、議案として予算を上げました地方創生アドバイザーとしてお願いをするというようなことを情報発信をしたことはございません。

それで、報酬のお話もございましたが、今持っております、先ほど言いました町の要綱でいくと、月額が5万円、ひと月が5万円でございます。これも、これまでの審議の中で私のほうからも答弁をさせていただきましたが、これだけの御造詣の深い著名な先生、いわゆるこうした公共施設でなくて、申しあげましたように、ドクターでもあります。医療分野であったり介護分野であったり、そうしたところに本当に長けた方でございますから、それを月額5万円というのは、いささか我々といたしましては、提示する金額としては本当に恥ずかしい金額なんですけど、先生のほうでそのことも御了解いただいた上で、御内諾をいただいておりますので、この内容で今回、提案をさせていただいたということでございます。

繰り返し申しますが、この予算を上げる前に、今回の地方創生アドバイザーについて町のほうからお願いをするようなことを、議会以外のところで情報発信をさせていただいたということは、当方のほうといたしましてはございません。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今、町長5万円って言われたですね。5万円っていったら年間60万円。これには99万円、その5万円以外に、先ほどの答弁では、これ報酬が99万円って言われた。すると、あと30万円、40万円は何に使われるんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これも予算説明のときにお話があったかと思いますが、報酬月額がいわゆる1月5万円と、あとはそれとは別に、個別にこちらのほうへ足を運んでいただく、お出かけをいただくことが当然ありますので、その1回に対して、1日に対して3万円ということで、いわゆる定額の月額の5万円とは別に、いわゆる今度は実績に応じた報酬部分がありますので3万円と、それをこれから年度末のところまでいくら試算をさせていただいて、それを加算をしたというものが、合計で、報酬でいいますと99万円という積算でございます。

月2日で9か月分を加算をさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 2問ほどお伺いします。

9ページの総務費の基金積立金とありますが、積立金はいいいんですが、7ページのほうで寄附金というのが補正予算で1,000万円上がっております。当初予算が1,300万円、年間の、これ多分ふるさと納税だろうと思うんですが、この1,000万円というのは、昨年からいうと倍増しとるんじゃないかと思うんですが、これは個人でこのような寄附金があったのか、例えば、積み立てたもんが1,000万円になってこれだけの金額になったのか、その辺のことはいかがでしょうか。

もし、1,000万円という、1件で寄附金があったらまた高額給付とかいろんな、やはり町内で発表とか何とかあるのかどうか、その辺のこともお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書9ページ、財産管理費のところ、008基金積立金というところ、1,000万円の予算計上をさせていただきます。改めて申し上げますと、これにつきましては、一般寄附金ということでございます。

それから、当初予算のところでは、これは想定というか、計上いたしておりませんで、今回、この1,000万円の一般寄附があったことによる予算計上ということで見ていただければと思います。

歳出のところでは基金積立金、それから歳入のところでは寄附金のところで一般寄附金という形で同額1,000万円の予算計上をさせていただいております。

それから、寄附された方ということでございますけれども、これにつきましては、町内の在住

者というところ、こうしたことでお伝えをしておきたいと思います。ちょっとそれ以上のところは寄附者の御意向もございますので、ここで御理解をいただければというふうに思います。

それから、このことについての発表という話がありましたけれども、所定の手続きと申しますか、いわゆる高額な寄附をいただいた方につきましては、町でいいますと、表彰制度とかいうものがあります。こうした手続きの中でその発表のことが行えるという可能性はあるんですが、今回は、寄附をいただくという際に、その方に、その部分についても実際にお聞きをしているところでございまして、その部分については辞退をしたいというふうな表明をされておりますので、実際には、私が申し上げた以上のところについては、情報としては持てないというふうに理解していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 分かりました。それでは、もう一点、12ページの低所得子育て世帯生活支援金というのが、この参考資料の一番最後のページにも載っておりますが、このことについて、総額が395万3,000円とあります。確か、この前の説明で対象者が77名と言われましたが、これ間違いありませんかね。76ですかね。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書12ページ、005低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費の部分、これは、予算書12ページの右上のところですが、大きく2つに分かれていますというところ、なぜ分かれているかですが、これについては、ひとり親世帯以外分とひとり親世帯分ということでの分けであるという御説明をさせていただきました。そういう御質問のところございまして、下側というか、下側の380万円の部分の人数であろうと思いますが、これは76人分の予算計上というところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 私、説明のとき、77名と聞き間違いしておりました。大変御無礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 9ページの先ほどの関連だと思っておりますが、地方創生アドバイザーの件なんですけども、これ1年間の予算ということなんですけども、その説明の中で町長が言われましたよね。六日市学園の閉校に伴って跡地を有効利用するのは1,071名の署名が出たということ、これのみ1点でこの方にアドバイスしてもらおうという予定なんですか。どういうことですかね。その辺ちょっと、きちんと。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の情報発信の仕方がまずいのかも分かりませんが、6月5日にこの吉長先生にお願いをした六日市学園の意見交換会は、あくまでこの地方創生アドバイザーを委嘱する前のことですから、これはもう、いわゆる個別の事業としてお願いをさせていただいたということでありまして、今回、補正予算で上げました地方創生アドバイザーは、先生とこれ議決後に調整をする必要がありますが、例えば7月1日以降、来年の3月、いわゆる今年度末まででお願いをまずしようと、こういうことになるかと思えますけど、決して今回の六日市学園のが前段でありますけど、それに限定をしておくとか、あるいはほかの案件に固定をすとかいうことではなくて、幅広く、とにかくアドバイスをさせていただこうということでございます。ひょっとしたら学園のこともまだあるかも知れませんが、それからここに資料をつけておりますように、いわゆる公共的施設、公共施設の管理分野、それから何度も申し上げますが、医療の分野、介護の分野、あるいは経済とか、そうしたところに本当に幅広く御活躍をいただいている方のございまして、むしろ、今回この地方創生アドバイザーということでお願い申し上げますが、これまでの質疑の答弁の中で申し上げましたように、既に形をつくっていただいたものもたくさんあるわけです。

ですから、それに加えてまだまだこの吉賀町に御助言をいただきながら、施策の豊富化を図っていきたいという思いで、今回お願いをするものでございまして、別段、これに特化、とりわけ今、5番議員が言われました、六日市学園特化とかそういうものでは全くございません。

町政全般にわたっての、いわゆる地方創生、特に今総合戦略の後期に入りましたので、そうしたことに対して、いろんなことで御意見、御助言をいただきたいという思いで、今回お願いをするものでございまして。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 9ページなんですけど、電算管理費で予算が上がっておりますが、これマイナンバーポイントの計算をするリース代ということではありますが、関連なんですけど、マイナンバーカードをつくる時、ポイントが加算されるということと、もう一つ、健康保険証としても使われるというこの大きい2点があったと思うんですけど、私もいち早くマイナンバーカードをつくりましたが、まだ医療機関でリーダーがないために健康保険証としては使えないという状態が、全国的だと思うんですけど、町内で医療機関でこのマイナンバーカードを使った、健康保険証の代わりに使えるようなリーダーの設置というのはいつごろなんですか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼します。今の御質問に対してでございますが、町内の医療機関のほうで、今の普及率、そういったことについては、ちょっとこちらのほうで把握をしてお

りません。申し訳ございません。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 町内のマイナンバーカードをつかった普及率というのは分かりますか。というのが、大きくうたい文句で健康保険証としても使えるということが、国全体で広報されておると思うんですが、いつまでもこれが使えないということになると、全然その公約といましようか、吉賀町だけではないと思うんですが、全然意味がないと思うんですが、その辺、全くいつごろリーダーが設置になるかというのは予想がつかないということですか。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

税務住民課のほうで、今マイナンバーカードの交付をしておりますので、私のほうから分かる限りのところでお答えしたいと思います。

先ほどありました保険証とかのリーダーのことなんですけど、全てのところをちょっと聞いているわけではないんですけど、町内で医院で1か所と薬局で1か所というのは聞いております。いつまでに全てに入っていくかというのは、まだこれはそれぞれ病院であつたりとか薬局の御都合があると思いますので、その辺は承知はしておりません。

それから、マイナンバーカードのマイナポイントのことも御質問にあつたかと思うんですけども、当初、国は2万円のチャージをすればとか、クレジットカード等で2万円を使えば最大5,000円のポイントをということで始まりました。その後、さらに普及を進めるということで、保険証との紐づけをすることで7,500円、それから公金の振込口座の登録をすることでプラス7,500ポイント、計1万5,000ポイント、最初のもの合わせると2万ポイントを与えるということで進めてきております。

なかなか吉賀町では保険証として使えるところも少ないとか、我々も周知の仕方がまだ十分ではなかったということもありまして、今月の広報とかにもマイナンバーカードの普及のお知らせも載せているんですけども、十分な周知がないということで3割程度のところでとどまっております。

国も強力にマイナンバーカードの普及を進めるということですので、吉賀町としても取り組みを強化しまして、マイナンバーカードの普及率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） 17 ページ、道路橋梁新設改良費の委託料003 測量設計委託料300 万円出ておりますが、これ町道畑線と聞いているんですが、詳細をちょっとお聞きしたいと思いますが、これ現在、進行中の県営の林業専用道に関連しているのかしていないのか、予定

路線の延長は何ほか、ちょっとそういった詳細をお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

17ページの003道路新設改良単独事業費測量設計委託料の300万円でございます。ただいま議員がおっしゃいますとおりに、この部分につきましては、直接的には町道畑線、幸地でございます、町道の改良部分に係ります測量設計費でございます。

この計上させていただいた理由といたしましては、ただいま議員がおっしゃったとおりに、県営で行われます。林業専用道、これが幸地の上流、それから立河内の上流部の県境付近、ここに約6,900メートル、7キロ弱の林業専用道を県営で入れていくという、そういう計画がございます。10年を大体めどにしているようでございますけれども、その入り口に当たりますが、今の幸地でございます町道畑線、その延長上でございます林道幸地線でございます、その終点部分からずっと上がってきています。

今回、設計費、測量設計費を計上させていただきましたのは、実は、当初の部分で改良事業費のほうは計上させていただきました。今回、測量設計費ということで上げさせていただきましたのは、県との話の上で、改良部分を代行できるということがございました。上流部と下流部で工事をしていくというのも、あまり効率的ではございませんので、この部分について県と協議をいたしまして、代行の措置を取りたいということになりますと、どうしても協定を結ぶ段階で数量等々、それから図面等を示す必要がございます。そういった部分で単独でこちらの職員が考えながら改良していくというのではなくて、きちんとした契約を結ぶためのものとして、測量設計費を計上させていただいたというのが今回のその300万円の理由でございます。

それから、林業専用道につきましては、立河内からもアクセスできるように計画をしてみたいと思います。これにつきましては、建設ということは産業課のほうでございますけれども、そういった部分も今後計画をされていくということで、測量設計費等が計上されているんじゃないかと思っております。

いずれにしても、県境付近の山を開発していくということで、大きなプロジェクトがこれからも動いていくということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ありがとうございます。それで、その測量設計委託料、測量設計のことですが、現在、ほとんど町外の測量設計の業者の方が入札で来られると思うんですが、そこで町内の業者の方でそういった測量設計が、地元でできないかと私は思っているんですが、なぜかといいますと、私も土木のことをしているんですが、恐らく入札して実際工事に入るまでに

起工測量というのを業者がします。担当者から聞くと、測量の成果がなかなか一致しないと、起工測量と。そういうふうな話も聞いておりますが、こうしたことでも、地元の業者のほうも何とかそういった測量設計に、これちょっと一般質問みたいな感じになるかもしれませんが、そういう業者は今いないということでしょうか。その点、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

残念ながら、現在、町でそうした業務を受けられるコンサルタントはございません。資格等も町のほうで登録をしていただくということもございまして、どこがやってもいいということにはなりません。そういったところもございまして、指名基準に従いまして指名させていただいているというのが現状のところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 13ページの001の医療対策課のことなんですけども、これ人件費の中で、時間外手当46万9,000円出ているんですが、業務内容といいますか、その分と人数ということと、全体的に1年間を通してすべての数、時間外手当というのは、総計でいくぐらいかかっているんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書13ページ右側でありますけれども、医療対策課のところでの時間外勤務手当の予算計上でございます。

医療対策課については、この4月1日に設置をいたしまして、そこに職員を配置をしたという、こういう形になっておるところであります。その医療対策課に配置する職員の時間外ということでもありますけれども、今そこに課長が1名、それから課員が1名、それから任期付職員が1名、会計年度職員が1名ということで配置をしておるところ、失礼しました、任期付が2名ですね、それから会計年度が2名という、こういう体制で医療対策課は設置して、4月から始めているということでございます。

その部分に係る時間外ということで、これは読み取っていただければというふうに思うというところであります。

通常、これまで予算を、時間外の予算ですけれども、人件費の7%というふうに、そうしたことでいくらか少し、大きく予算を取られた上で、時間外を配分していくというふうなことで、基本的には当初段階でそういうふうに予算配分をさせていただいているというふうに、これまで来ておるところです。

そこから年度中途のいろいろな状況変化によって、増額をさせていただいたり減額をさせていただいたり、そうしたことがあるというところで、お読み取りをいただければというふうに思い

ます。

それから、総額の話がございました。予算書は19ページのほうを見ていただきますと、ここに給与費明細書ということで、特におっしゃられる部分でいけば、19ページの下半分です。一般職の給与費、あるいは諸手当についてまとめておる表があらうかと思えます。ここの職員手当の内訳という表を、一番下の表ですけれども、ここでまた時間外勤務手当、金額的な部分はお読み取りをいただければというふうに思えます。

先ほど申し上げましたけれども、人件費総体の給料の7%相当を時間外勤務手当というような格好にいたしまして、当初予算を組んでいくというのが、基本的な考え方でこれまでやってきておるところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 16ページの商工費のところですか。一般質問でも質問しましたが、ちょっとしつこいようで大変申し訳ないんですが、商工費で増額の3,155万円という増額が出ておまして、これが事業経営継続補助金に充てられているということでありました。

この予算なんですが、この内容に農林業者も含むということになっているんですが、予算、歳出のほうで農林水産業費というのは減額になっているんですが、これ一緒くたになっているところがちょっとよく分からぬので説明頂けますか。（発言する者あり）予算書2ページの歳出のところですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書2ページのところ、ちょうど中段であります農林水産業費、合計すると減額ということになっているということです。

その内訳ということで、予算書2ページにおきましては農業費では減額、それから一方では林業費では増額と、併せて結果的には減額となるというふうに見ていただいて、またさらにその農業費、それから林業費の内訳については、その後に続きます予算説明書のほうに、今度はまたさらに小分けに数字計上をさせていただいております、結果として、このたびの補正予算におきまして農林水産業費については減額という、マイナスの数字を計上させていただいたというところで見いただければというふうに思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） すみません、質問がちょっと悪かった、申し訳なかったです。商工費の増額のところに事業経営継続補助金という予算がございまして。それで、この項目の中に対象者として農林業者も含むと書いてあるのですが、農業費、農林水産費ですね、のところにこの予算立てがないからというところでお聞きしました。商工費の中に事業経営継続補助金が一括で

出ているということでちょっと疑問に思いましたんで、質問をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 全協の資料でしょうか、これ4ページのところで、今回、地方創生臨時交付金を活用した事業経営継続補助金ということで3,155万円を予算措置をするということで、この対象者の中に農林業者も含むということなんですけど今、2番議員がおっしゃるのは、農林業者のものの予算は農林水産事業費のほうに予算が上がっているかどうかというお問い合わせだと思いますが、要綱はこうなんですけど、予算的にはそれも全部含めて、全部含めてこちらの商工費の商工振興総務費の3,155万円のほうへ計上させていただきましたので、制度のこの内容からいうと、この辺ちょっと乖離があるかも分かりませんが、予算の整理上、商工振興費のほうにもう全部計上させていただいたということでございます。

仮にこの補助対象者で農林業者の方が申請をされれば、こちらの商工振興総務費のほうのこの補助金のほうで予算執行をさせていただくと、こういうつくりでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 9ページの005の自治振興金のことなんですけど、直接関係ないんですけど、障がい者が集会所を利用しやすいように改造してほしいということは前から言うているんですけど、一向に出てこないということがあるんですね。町は、障がい者のことは関係ないと、知らない、そういうことなのか、それとも先になるのか、その辺をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

地区集会所のことだと思いますけど、遡れば平成24年だったと思います。国のほうからきめ細かな交付金という事業がございまして、補修が必要なところはいろいろ調査を行っております。それで、そのときにはトイレの改修が必要なところは申請してくださいとか、いろいろバリアフリーの必要なところは調査をしております。そのときは、国からの交付金もございましたので、御要望に全てお答えできたと記憶しております。

その後、制度的には自治振興交付金というのを制度化しまして、現在に至っております。

集会所の改修とか、細かいそういう改修には、その自治振興交付金を活用してくださいというアナウンスをしておりますので、できればそちらで対応していただきたいということで、事実対応している集会所も結構ございます。

実態として、今、そういう状況でございますので、公民館単位で交付しております自治振興交付金など活用して細かいところができますので、御活用いただけたらと思います。

それと、今回の自治振興施設管理費の補修工事は、これは説明のときも述べましたが、野中集会所の玄関のコンクリートが落下して危ない状況になっておりますので、そこを改修するもので

ございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 交付金で対応してほしいということだったんですけど、町としてする気はないのですか。もう、交付金でしなさい、そう言ったんだからそれで済まそうという意味なんですか。そこら辺が、ちょっと分からんのですが。前も何回か質問しているんですけど、返事がない。その辺が、どうも分からんのですが。

これは、障がい者だけではなくて、お年寄りとかそういう方も関係してくるので、その辺はちょっとはっきり、もう一度御返事をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 繰り返しになりますが、小修繕とか、今の玄関のアプローチとかは、実際に地域でお話をいただいて、交付金とかを活用してやっておるところも多々ありますので、ぜひ、御活用いただけたらと考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 交付金というのは、みんなでやることなので、その障がい者だけとか、そういう部分に使えるとか、そういうことも出てくると思うんです。これは、行政ですべきだと思うんですけど、その辺がはっきりそういう返事ができんのですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 集会所のことだと思われませんが、集会所におきましても利用頻度が高い、低い、いろいろございます。我々も、回ってはおりますが、ほぼ利用してないんじゃないかと思われる集会所もあります。それと、すごく活用されていると思われる集会所もございます。

また、ほとんどの集会所は避難所には指定されておりますが、実際避難所として活用されておるかどうかというのをちょっと把握をしておりますので、その点についてはこれから気を付けて調査するなり、聞き取りをするなりしていきたいと思っております。

なかなか、我々のほうとしても一律にということにはならないし、やはり先ほど野中の集会所でもありましたように、こういうちょっと危険、命に関わる案件でしたので、急に上げさせていただいております。

また、集会所におきましても、利用頻度等聞き取りを行いながら、検討なりをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 利用頻度なんかを聞いとるんじゃないんです。要は、障がい者とかお年寄りとか、そういう人も利用できるように行政がするかということを知っているんです。利用頻度じゃないんです。利用できるのですよね。そういうことを聞いとるんです。町長、どう思われますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、お尋ねをしますが、8番議員の地元のお話だろうと思いますが、樋口の集会所は、今、どういうふうになっておられるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、できれば。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 樋口の集会所は、階段があって、上がれんようになってます。利用できないです、僕は、はっきり言って。そういうことです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど企画課長申しあげましたように、これまでは自治振興交付金、全体で1,000万円のを、それぞれ各公民館へ、5つのところで分配をさせていただいて、案分等させていただいて、ハードの部分がありますので、そちらのほうで対応できるものはしていただきたい。

ただ、そうは言いながらも、指定管理で出しておりますから、約款等がございますが、それ以上のものは、やはり町のほうでということになるかと思いますが、そうしたことをこれまでもアナウンスしておりましたので、そうした御議論を地元でおられたかどうか、いわゆるその樋口の集会所のところがそうした状況であるので、ぜひ、その蔵木地区の自治振興交付金を活用して、ハードの整備としてやってはいかがだろうかというのは御議論があったのかどうか、それ承知いたしません、そうしたところを議論をされて自治振興交付金を活用して、整備をされたところもあるということでございます。

それで、再三の御質問でございますけど、我々のほうで集会所なり、分館もございますが柿木には、現状の調査をするというのはやぶさかではございません。

ただ、今までも申し上げまして、今も回答させていただきましたように、これまで行政のほうでアナウンスをした、そうした内容に対して、自治振興交付金を活用して整備をされたところも現にあるわけでございますので、そうした御議論がない状態で、今、仮にないとすれば調査をして、そうした設置がされてない、バリアフリー化されてないところを、いわゆるバランスですね、自治振興交付金を使ってこれまでされたところと、自治振興交付金をされずに今のこの状態になっているところを、どういうふうに住み分けなり調整をしていくかということは、非常に難しい部分であろうと思います。ですから、町内に集会所、それから分館がございますので、まずはその現状を調査をさせていただきたいなというふうに思います。

あとは、これまでがどういう対応を地元がしておられたのか、それから地元としてそういう御意向があるのか、御意向があればどういう形でやっていくのがいいだろうかということ、やはり調査していく必要があろうかと思えます。

いずれにしても、バリアフリー化ということは、これは先ほど8番議員が言われたように、利用頻度ということは全く関係ないと思えます。1回でも使って、そこがバリアフリー化されてなくて支障があるのであれば、それはやはりバリアフリー化をするのが当然でございますので、そこに頻度の問題は私もないと思っております。

現状をまず調査をさせて、もう一回ということで対応させていただいたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 自治振興交付金を利用するとかいうんですが、自治振興のその話し合いにすら参加できないんですね。分かりますか、言っていることが。そういう問題が起きておるんですよ。当然、集会所に行けないということ。そういうふうに、なんやかんやで横へ逃げるんだったらそれでいいですけど。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 本当、そうした事情で現場に行かれないという方もいらっしゃると思いますが、これはやはり自治会としての意見の集約の工夫だろうと思えますので、いろいろな手段で、方法で、そうした皆さんも含めた自治会、あるいは集落の意見集約をするということは、これはそれぞれ事情があつてのことでございますので、それぞれ工夫をしていただく以外には私は方法はないかと思えます。

決して、それをもって行政のほうこそつぽを向くとか、それから逃げるとか、そうしたことで決してございませんので、先ほど申し上げましたように、まずは集会所、分館等の部分についての調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） まだあるようですので、ここで休憩します。10分間。

午前10時58分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第46号の一般会計補正予算の質疑中です。引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 11ページの住民税非課税世帯に対する臨時交付金、今朝ほど

3年度の実績を教えてくださいましたが、これは、非課税世帯で家計急変世帯というのが一緒になっているのかというのをお聞きしたいのと。今年度が500世帯と言われておられますが、なかなか基準が、全員が非課税世帯とかといわれて、高齢者の方に分かりづらい部分があったんじゃないかと思われるんです。

それで、国の給付金ではありますが、これに該当されなかった方も高齢者の世帯であられると思うんです。その辺、町としての該当されなかった方に対してのこういう給付金制度というのを考えかどうかというのを併せてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。住民税非課税世帯の給付金についてでございます。昨年度につきましては、先ほどお伝えしたとおりでございます。それから、家計急変世帯分につきましては、令和3年度において電話等での問い合わせ等はございましたが、実際に申請はございませんでした。

もう一点につきましてですが、令和3年度、4年度につきまして国の制度において、こういった給付金を交付、給付をさせていただいておりますけど、町独自でということだろうと思いますが、それにつきましては、課のほうというか、内部のほうで協議等はさせていただいております。この国の制度に基づきまして給付をさせていただくということにしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 14ページの002の集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金でお聞きします。要は内訳を聞きたいわけですが、この30万円の金額に対して候補者が何団体あるとか、あとこの趣旨、目的ですね、そういったものと法人化とありますが、法人化でもいろいろありますけど、農業法人、または株式会社等々あると思いますが、そこら辺の縛りがあるのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

今、1集落で農業法人の法人化に向けて話し合いをしております、今年度設立するというところで、これは国の定額の支援金でございます。法人を設立したら国からもらえるという定額の支援金です。

集落営農組織が法人化をすれば支援をするという助成でございます、その種類がいろいろありますけど、全てのことに對しまして法人化すれば国から定額で支援金がもらえるという制度でございます。

これが、30万円の内訳につきましては、1組織25万円、それと作成ビジョンとかするに当たりまして5万円の定額の支援金でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 先ほど言いました農業法人とか株式とか、その辺は別に縛りはないということですね。候補者が実際、それらしい候補者が今、申請者がいるかというところですが、そこはどうか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 現在、広石上地区において話し合いを進めておりまして、今年度中に法人化に向けて話をしておりまして、地元も法人化したいという意向でございますので、その集落に対する支援金の予算の計上でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今の関連ですが、農業法人なりいろいろな法人があるわけですが、行政として、あと今からこの必要になってくる、法人化に向けて必要になってくる集落の数はつかまれていますか。それと、課として指導といたらおかしいんですが、法人化に向けての啓蒙とか啓発、どのような、地域に出向いてそういう啓発をされているのか。ただ、ペーパーでこういう事業がありますよというのを発信しているのか。その辺のところの取り組みを少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 現在、集落に出向いて話をしているかという御質問でございますけど、人・農地プランというプランがございまして、それぞれ出向いている集落と、まだ出向けてない集落がございまして、今年の2月も木部谷のほうでは、実際、皆さんに集まっていたいで、職員も出向きまして、そういった話し合いも進めております。

それから、全町的には何か所かの集落において、集落営農組織を立ち上げたい、また法人化に向けて話をしていきたいといった御要望もいただいております、その都度、職員が出向きまして、農地の問題であるとか担い手問題に対しまして、いろいろ話をしていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 9ページで、吉賀高校の支援事業費、サクラマス・ファミリーのことですが、これは、町と支援室になると思うんですが、町とそのファミリーの契約書というようなものはどのようになっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、先ほどからありました地方創生アドバイザーなんですが、前の方は結構長い間、アドバイザーとして就任されていましたが、議会との関わりというのは、確か1回顔見せをしたぐ

らいのことであって、全く関わりはありませんでしたけど、この方は今の石州会の評議員をされていると聞いていますし、六日市病院ができた当初は、医師として勤務されていたということも聞いています。医学博士でもありますので。今朝、議長から発表がありましたように、地域医療調査特別委員会というのも立ち上げました。

そこで、もしこの方をアドバイザーとしてお迎えできるようなことになれば、議会としてもいろいろな意見をもらうとか、交流できる、そのようなこともできる、想定はされるんですけど、それは行政との関りだけですよということなんですか、あるいは、幅広く力を貸してもらったらそれで結構だという町の考えをお聞きしたいと思います。

以上2点、とりあえずお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1つ目の予算書9ページの吉賀高校費の予算についてでございます。

ここに記載をしておりますけれども、内容といたしましては、下宿をしておる生徒宅、その保護者ということになりますけれども、その方々に補助金、補助制度を設けておりますけれども、今回、さらに5,000円を、令和3年度までは上限額2万円というふうにしておりましたけれども、今年度については上限額を2万5,000円にさせていただきたい。5,000円を上乗せをさせていただきたいというところ。

そして、今、下宿されておられる生徒、3名おりますので、その部分について予算計上させていただいた内容ということでございます。

それから、サクラマス・ファミリーの件も御質問いただきまして、この部分については、基本的な考え方としたら、生徒、それからファミリーの方、これは地元の方ということになりますけれども、この方々で自主的な交流を図っていただくというところ、ここ基本線に持っておりますので、町とそのファミリーの方で、何かしらその契約というか、文書的なものを交わしておるかと言われれば、それはございません。

そうした、あまり決まりごとに、何て言いましょうか、そこでの交流というふうな考え方でこの制度をつくってはいませんで、そうした意味で契約書、あるいは何か取り決めごとが事細かくあるかと言われれば、それはないということで、今確認をさせているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 吉長先生の件についてであります。今回、予算を上げさせていただきしたのは、あくまで執行部側として地方創生アドバイザーを委嘱をお願いしたい、その経費ということで、議案として上程をさせていただいております。

今朝ほど、お話にありました、地域医療調査特別委員会の設置をされることになりました。恐

らくこれ議会側のほうで、委員会の設置要綱なるものが私はできるんだろうと思いますけど、そのように理解しておりますけど、その中で、参考人といいますか、いわゆる識見を有する方を招聘をするとか、そうしたことができるというような、仮に条項があったとすれば、これは議会にこの委員会として招聘をされるんだろうと思いますが、ただ、その前提として地方創生アドバイザーとしての吉長先生にということになるろうかと思しますので、仮にそうしたことがこの議会、この委員会のほうで、もしそうした御意向があるのであれば、まずは橋渡しのほうは執行部のほうがしなければならぬかなと思っています。

ただ、先ほど6番議員のところでもお答えをさせていただきましたが、月額の設定とは別に、1日当たりの報酬も発生してきますので、ここら辺りの経費の負担をどうするかとか、小さいことを言うとですよ。いろいろありますので、そうしたことは事務的な整理が必要かと思いますが、議会のこの特別委員会のほうで、そうした御意向がもしあるのであれば、まずは行政執行部のほうから吉長先生のほうへ、こうした御意向がありますけどいかがでしょうかというようなおつなぎをまずしていくのが手続かなと思っています。あとは御本人さん、吉長先生の御意向でそれに応じていただけるかどうか。さらには、それに係る経費はどういうふう負担をするのか、こういうことになるろうかと思しますので、それはできないということでは、私はないと思います。柔軟な対応をしていくべきだろうと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほど、サクラマス・ファミリーのことを聞きましたけど、この下宿の受入れる方と町との契約というのはできているかどうかというのも聞いておきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 契約という言葉は用いてはおりませんが、町に登録をさせていただくという形にしております。これは、生徒募集の際に、町にこうした下宿先としてA宅、B宅、C宅というふうに、紹介する場面もありますので、それを勝手に町がやるということにもなりません。それからこうした情報については、町のほうが押さえておくべきだろうということで、手続的には登録という形で今、進めているというところであります。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 登録ということになりますと、縛りはないと理解していいんですか。例えば、サクラマス交流センターに入られる方と、この下宿をされる方の、責任の所在というのはどのように解釈したらよろしいですか。

前、町長はサクラマス交流センターで起きた事件、事故は本人さん、あるいは確か家族も含まれておったと思うんですけど、その人が引き起こした案件以外は、町、すなわち町長が責任を持

つんだという回答があったと思うんですけど、それと同じような考えでよろしいのでしょうか。サクラマス交流センターも下宿を引き受ける方も、子どもさんを預かるという意味では同じ条件だと思いますので、その辺のところは明確になっているのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 議員おっしゃられたように、先般のところで、サクラマス交流センターの施設運営における管理が、施設管理において責任の所在はというところでお答えをさせていただいたところがあるかと思えます。下宿におきましても、基本的にはそうした考え方となるだろうというふうには思えます。大家さんと生徒というふうに表現しますけれども、その何かできることがあったときに、その原因として、それが大家さん側にあるのか、あるいは生徒側にあるのか、そうしたところで考えていくということになるだろうというふうに思っており、そういうふうに考えるべきだろうというふうに思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） ページ数は19ページ、先ほども言った残業のことなんですけども、時間外手当のことですね。このたび補正で4,732万円でしょう。ざっくりと職員1人当たりになると、100人としてですよ、1人当たりは47万円ということになって、1か月平均の約4万円ということなんですけど、そのお金がうんぬんもいいんですけど、今働き方改革で業種によっていろんなことを言われている中で、やはり職員の健康上とか精神上とかの問題等々もあると思うんですよ。

それで、まだ近隣の町村についてはどういう状況か分かりませんが、時間外手当とか休日出勤ということは特別な事案が起きたとき以外は、という気がするんですけども、そういった面で、やはりその辺を抑制するという方向を、方向といえばおかしいんですが、そういうことにはならないわけですからね。

パーセンテージでいうと、今7%ならそれを下げて職員の健康上とかいろんなことを勘案して、3%の目標を掲げるといったようなことは、工夫してというのはどうなのでしょう。お答えをいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それと、先ほどの予算措置につきましては、基本、標準的なものでいうと、給料の7%ということで総務課長、お答えをしましたが、こうして年度途中で補正をする、最終段階でまた補正をするということになると、決してそんなパーセンテージではすみません。

今、5番議員のほうから、じゃあ働き方改革もあるので、その7%を仮に5%、3%にという

お話もありますが、逆を言えばそれでできるかということです、業務がですね。

私がこうしたことを発言するのもどうかと思いますが、正規職員の本当限られた中で、権限移譲があったり、住民の方のいわゆる多様性、ニーズの多様性があったりする中で、私はどの職員も本当ぎりぎりのところで今、仕事をしてもらっているというふうに思っています。ただ、その仕事のやり方の工夫とかシェアをするとか、それはまあ方法はいろいろあるわけですが、それにしても、本当今このコロナの関係でワクチンの接種一つにとっても、ほとんど担当の職員は祝祭日は出ておりますし、私も仕事でほとんど出ていますけど、祝祭日は。本当に職場の中、かなり休みの日をおして、職員出ています。本当にぎりぎりのところですよ。ですから、残念ながらメンタルの面で、いわゆる支障をきたして今、休んでいる職員も現にいるわけです。

そうは言いながら、労働安全上の問題も当然ありますので、事あるごとに、仕事のやり方とか、それから仕事のいわゆるそれぞれのセクションの中での仕事をシェアをするとか、そうした工夫をしながらというのは、事あるごとに私のほうからも、アナウンスはしておりますが、それでいくらかの経営はできるかと思いますが、そこには限界があると思います。

ですから、こうした形で厳しい財政の中であっても、時間外勤務手当の補正なりをお願いしているわけですが、現実問題としては、そういうことであるということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

職員にしてみても、夕刻は5時15分になったら、本当すぐさま、家に帰って、家のことをするとか、子どもさんの面倒を見るとか、いろいろ本当したいのは間違いございません。ただ、そうできないという現実もあるわけですが、これは、私も含めて、管理職も含めてでございますが、全職員で仕事のやり方等、いろいろ工夫をしながら努力をしていきたいと思っております。それで、相対的に時間外が少なくなる、逆に有給休暇を取る、それから、今、特に最近上向きになっているような、男性職員も育児休業を取るようになりました。去年の10月にイクボス宣言、我々もさせていただきましたが、それがあってかということではないかと思いますが、これも一つのきっかけで、そうした職場風土をつくれば、これまで育児休業、産前産後はもうほとんど、女性は100%でしたが、男性はこれまでゼロでした。ところが、去年の12月以降は、短期間ではございますが、育児休業を取る男性職員も出てきたということで、これもやはり職場風土をお互い認識をしながら変えていけば、そうした結果も出てくるわけでございますので、仕事と、いわゆる生活の両輪で、やはり快適な職場生活と家庭生活を目指していかなければならないわけでございますので、あらゆる手段、方法で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） おっしゃる意味も現状も理解できないわけではないんですけど

も、民間で言いますと、そのために、そのことをすることによって産業が上がったりとか、何ていうか、売上、利益まではいきませんが、そういうことにつながっていくんですが、行政の仕事ってというのは端的にそういう民間との比較ということにはなりませんけれども、やはり、一定の努力をしていただかないと、今これだけ厳しい行政になりますと、やはり我々もそうなんですけど、厳しい目を向けられているという現実はあるわけなんですけど、ただ、やはり創意工夫とかシェアするとか、いろいろな工夫もあると思うんですよ。

その辺で、その努力をして、その辺を対応してほしいというような希望的観測を言ったらいいんですが、その辺をぜひ内部で、いろんな話合いといいますか、研究開発をしてほしいと思いますので、その辺はお願いしておきます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第46号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13、発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第13、発議第3号消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）を議題とします。

本案についての経済常任委員会の報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 吉賀町議会議長安永友行様、令和4年6月15日、経済常任委員会委員長河村隆行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第3号。件名、消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和4年6月15日。3、審査結果、否決（賛成少数）。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で経済常任委員会の報告が終わりました。

これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。委員長報告が否決ですので、原案についての討論を行います。原案についての賛成討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております発議に対する賛成の討論を行いたいと思います。

昨日の経済常任委員会で、中小零細事業者ほど税負担の軽減につながるとはどういうことかという質問が上がっておりました。消費税を納めるのは、売上げが1,000万円を超える事業者で、消費者が直接納めるものではありません。

中小の事業者は消費税分を全て上乗せできるかといえば、取引先やお客さんとの関係で上乗せしきれないのが実情で、事業が赤字でも消費税を納めなければなりません。

税率が下がればその分の負担は確実に少なくなります。さらに来年10月から導入されることになっているインボイス制度は、売上1,000万円以下の事業者にも消費税を納めさせようとする仕組みになっています。

消費税を納める事業者は、取引において税額控除するために税務署から付与された登録番号や税率ごとに区分した消費税額などを記載した請求書、領収書を保存する必要があります。これを発行できない事業者との取引では、税額を控除できず、経費が膨らむということになりますから、そういう選択がなかなかできないことで、取引先からはずさざるを得なくなります。売上げの少ない事業者は、消費税を払う登録番号がないと商売ができなくなることに繋がると同時に、インボイス制度のための番号登録のための費用、経費、そして伝票ごとにそういうものを書く事務料、これらが多くなるということは、経費が膨らむということになります。そして、消費税を納めなければならない。新たな税金が、今までは納めなくてもよかった税金を納めなければならなくなってしまうと。

一方で、大企業は納める分を上乗せして、取引先、消費者に払ってもらい、さらに輸出するときは輸出戻し税として還付されます。2020年度は、輸出大企業10社で1兆2,000億円を超える還付がされています。

財源について心配する御意見も委員会の中で出ておりました。資本金10億円以上の大企業、2012年から2020年にかけて内部留保は130兆円も増え466兆円、同じ時期に働く人

の実質賃金は、年収で22万円も減りました。大企業の法人税の実質の負担率、これは10.2%と中小企業の19.2%、中堅企業20.7%のおよそ半分となっているものを改める、またこの間の減税分に課税するなど、応分の負担を求める内容を含めた意見書であり、購買意欲を上げ景気回復につなげることのできる消費税引き下げは、町民の暮らしを助けることにつながります。委員会で賛成をされなかった方もぜひ賛成していただくことをお願いをし、賛成討論といたします。

○議長（安永 友行君） 次に、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。それでは、元に戻ります。原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、発議第3号消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案についての採決をします。

日程第13、発議第3号消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第14、陳情第1号

○議長（安永 友行君） 日程第14、陳情第1号町道朝倉真田線及びその枝線、並びに抜月橋の整備促進に関する陳情書を議題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 陳情審査報告書。

吉賀町議会議長安永友行様、令和4年6月15日、経済常任委員会委員長河村隆行。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号第268号、陳情第1号。件名、町道朝倉真田線及びその枝線、並びに抜月橋の整備促進に関する陳情書。2、審査年月日、令和4年6月15日。3、審査結果、採択（全員賛成）と決した。

意見として、（1）陳情の趣旨を重んじ、抜月地区の生活道路の整備を検討すること。（2）

抜月橋（歩道橋）に関しては、健全度判定はⅡであるが、通学路でもあり歩行者の安全な通行が確保されるよう定期的に点検すること。（３）以上を鑑み、財政事情も考慮しつつ地元住民の要望に対応すること。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長よりの報告は終わりました。

委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫君） それでは、委員長にお聞きをいたします。

陳情は、橋について目に見えて危険であると述べております。意見の中の２つ目に、定期的な点検をすることとございますが、この定期的な点検をすることの意味というのは、点検した結果、不具合、危険な部分があればその都度、改修するということの内容として含んでいるものか、その点について委員会の中でどのような検討をされたのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） ７番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） ２番目の点検という意味の中には、今ありました点検の結果、不具合があれば改修するということを含むと、私は思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１４、陳情第１号町道朝倉真田線及びその枝線、並びに抜月橋の整備促進に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、この陳情は採択とすることに決定をしました。

日程第１５、陳情第３号

○議長（安永 友行君） 日程第１５、陳情第３号国民の祝日「海の日」を７月２０日に固定化す

る意見書の提出を求める陳情を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、陳情審査報告書を読み上げたいと思います。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長三浦浩明。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号第6号、陳情第3号。件名、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。2、審査年月日、令和4年6月10日。3、審査結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の報告が終わりました。これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。委員長報告が不採択ですので、原案、いわゆる陳情書そのものについての討論を行います。

原案についての賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案についての反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております陳情第3号の原案に対する反対の討論を行います。

そもそもこの海の日のもとになったのは、戦前、これ昭和16年に、昭和16年といいますのは真珠湾攻撃で太平洋戦争を開始した年ではありますが、そのときに当時の通信省管船局長尾関局長の発言からみますと、徹底的なる戦時態勢を必要とし、何よりも国力を充実すべき。海の記念日は、かように堅実なる国力の充実を図るための契機たらんとするということが述べられ、それを基に海の記念日というものは決められたというふうに聞いております。

このように、今、第3月曜となっておりますものを、また7月20日に戻すということは、戦前の戦意高揚を目的とした7月20日にするというものについては、今、私たちが直面をしているウクライナの問題にも関連いたしまして、力対力、そういう流れをまた引き戻すということは、避けて通らなければならないというふうに思い、この陳情に対しての反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、原案そのものへの賛成討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、固定化することに賛成ということで、意見を述べさせていただきます。

固定化することによりまして、この海の日が一段と国民の皆さんに意義があるということが分かっていただけたと思います。

7月20日に固定しますと、21日から多くの学校が夏休みに入ります。ということは、連休になります。連休になるということは別にしましても、20日に固定するということは、先ほど言いましたように、海の日ということを本当に国民の皆さんに意義があるということが分かってもらえると思います。そのためにも固定化すべきということで、賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次に、原案そのものへの反対討論はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私は、この原案には反対でございます。

わざわざ固定化する必要なし。もともと、これは国民の休日と祝日に関する法律の下でできたかと思うんですが、そのときには第3日曜の次にあるということは連休になるわけですね、土、日、月と3日間。これは、経済の活性化という意味で、みんなにどっと出てもらおう、今はコロナで出られませんが、そういうことでやられたんで、わざわざ20日に限定する必要はなしと。むしろ、連休になる、このほうが国民の皆さんにも便利かと思しますので、この原案については反対でございます。

○議長（安永 友行君） 元に戻ります。原案への賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、次に、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、陳情第3号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案、いわゆる陳情書そのものについての採決をします。

日程第15、陳情第3号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、この陳情は不採択とすることに決定をされました。

日程第16. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第17. 議員派遣の件について

日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可いたします。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、少し時間をいただきまして5点について申し上げて、御挨拶に替えさせていただきたいと思っております。

まず1点は、議案についてでございます。

本定例会に執行部側から提出をいたしました全ての議案につきまして、可決の御承認を賜りまして誠にありがとうございました。

今回も、議案審議、それから一般質問の中で、また様々な貴重な御意見をいただいたところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行に反映させていただきたいと思っております。

2点目は、大庭議員の一般質問についてでございます。

今回、議員から通告のありました同疾患の集いの質疑におきまして、これまでの議会における質疑内容について私のほうから会議録を確認してみますと、こうした答弁をさせていただいたところでございます。

早速、確認をいたしましたところ、昨年6月の第2回定例会一般質問におきまして、議員のほうから弱者に支援をとという通告がございました。この質問に対しまして、私のほうからは、「先進自治体の制度内容や、町内における在宅での介護サービス受給者の実態等、今後、詳細に調査

をさせていただき、現行制度の対象拡大等について検討を行いたいと考えております」と、このような答弁をしたことを確認をしたところでございます。

したがいまして、改めてでございますが、担当課であります保健福祉課に対しまして、この検討を行う旨の指示をいたしましたので、この点を御報告をしておきたいと思っております。

3点目は、六日市病院についてでございます。

3日に開催されました全員協議会におきまして、評価委員会からの報告を受けて、町の方針を述べさせていただいたところでございます。

具体的には、繰り返しになりますが、厳しい財政事情の中ではございますが、計画に相応する財政支援を行い、まずは病院を存続させていくということ。そして、様々な課題を克服して持続可能な病院経営を行うために、アクションプラン等の実行支援を行うということ。

一方、町におきましては、持続可能な町政運営に努めていくということでございます。町といたしましては、公設民営化を必ず成就させるために、引き続き法人と一緒にあって、精いっぱいあらゆる課題に取り組んでいく決意であることを、重ねて申し上げておきたいと思っております。

それから、議会におきましては、地域医療調査特別委員会の設置を決定されました。町が財政支援をしていくためには、当然のことながら予算議決が必要となってまいります。議会におかれましても、この特別委員会で十分な調査、あるいは研究等をしていただくことを、私のほうからもお願いを申し上げておきたいと思っております。

さらに、先日は吉賀町商工会の御好意によりまして、病院の1階フロアに樽募金箱を設置をさせていただきました。そして、募金箱の上には「町民の命を守る六日市病院存続に、皆様の御支援をお願いします。募金金額は、全額病院運営に使用します」、このようなコメントも添えてございました。松前商工会長様をはじめ、役職員並びに会員の皆様の御高配に対しまして、私のほうからも敬意を表したいと思っております。

4点目は、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

ここに来まして、島根県内における感染者数は幾分落ち着きを見せておりまして、丸山知事のほうからも都道府県をまたぐ移動や飲食店等への利用制限について、緩和することを発表されたところでございます。

しかしながら、全国的には、まだまだ予断を許さない状況に変わりはありません。町といたしましては、4回目の円滑なワクチン接種に努めるとともに、町民の皆さんに対しては感染防止対策を引き続き呼びかけてまいりたいと思っております。

最後、5点目は、梅雨対策についてでございます。

島根県を含む中国地方の梅雨入りが、先般14日に発表されました。当町では、5月の17日に防災会議を開催をさせていただきまして、関係者で水防計画、それから地域防災計画について

御協議、御確認をいただいたところでございます。

特に近年は温暖化の影響で、局地的に激甚化する傾向が多くなってまいりました。町民の皆様に対しましては注意喚起を行うとともに、行政といたしましては有事に備え迅速な初動体制が取れるように、常備・非常備消防をはじめ、関係機関、団体が連携して防災対策に万全を期してまいりたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本定例会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本
当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和4年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後0時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員